

## 公益社団法人新潟県栄養士会 謝金規程

平成 26 年 5 月 17 日 施行  
 平成 30 年 5 月 26 日 一部改正  
 平成 30 年 10 月 20 日 一部改正  
 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正  
 2023 年 4 月 1 日 一部改正

本会が開催する講演会、研修会、各種講習会等に招聘する講師に対し、次の基準の内で講師料及び旅費を支払う。

1. 講師料は以下の表のとおりとする。

	講義		演習
	60 分の場合	90 分(1 単位)	180 分 (1 単位)
(1) 講師 A 医師・大学教授相当の経歴のもの	30,000 円	50,000 円	100,000 円
(2) 講師 B 講師 A 以外の経歴のもの	20,000 円	30,000 円	60,000 円
(3) 講師 C 新潟県栄養士会会員の場合	10,000 円	20,000 円	30,000 円
(4) シンポジスト・座長 (会員以外)	1 回	10,000 円	
(5) 事例発表、シンポジスト、座長など (新潟県栄養士会会員)	1 回	5,000 円	
(6) 講師が公務員の場合	※実情に応じて支払う。		

※公務として出席した場合を除く。

2. 旅費

- (1) 自宅または勤務地から会場までの経路に基づき、公益社団法人新潟県栄養士会「旅費等に関する規程」により計算した額を支払う。
- (2) 出発地を朝 6 時以前に出発することを要し、もしくは、帰着地に夜 11 時以降に到着することになる場合のみ、前泊または当日の宿泊費について支払うこととし、1 泊 10,000 円とする。

3. その他

- (1) 上記に定めるものの他、必要な事項及び上記の定めによらない場合は理事会の承認を得て会長が決定する。
- (2) 支部及び職域事業部事業の謝金については上記を上限とし、地域等の実情に合わせて支払額を決定する。
- (3) 講義は 90 分を 1 単位、演習は 180 分を 1 単位とする。

附則

この規程は平成 26 年 5 月 17 日から施行する。

附則

この規程は平成 30 年 5 月 26 日から施行する。

附則

この規程は平成 30 年 10 月 20 日から施行する。

附則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は 2023 年 4 月 1 日から施行する。